

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第 98 号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「診療科」を「管理課及び診療科」に改める。

第3条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「担当課長、」を「担当課長（診療科に置く担当課長に限る。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 担当課長（診療科に置く担当課長を除く。）は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)